

第 64 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 平成 26 年 10 月 20 日（月）15 時 30 分～17 時 45 分
2. 場 所 本庁舎 3 号館 2 階 3023 会議室
3. 出席者
 - (1) 審議会委員（敬称略・五十音順）
荒川雅行、北川学、北村新三、坂口晃司、竹内由美、千木良悦子、灘本明代、西村裕三、藤浪芳子、三原敦子
 - (2) 実施機関の職員
企画調整局情報化推進部情報システム専門官
保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課長
保健福祉局就労支援担当部長
地方独立行政法人神戸市民病院機構 神戸市立医療センター西市民病院事務局医事課長
産業振興局観光コンベンション部観光交流・コンベンション担当課長
教育委員会事務局総務部業務改善・情報監理担当課長
教育委員会事務局健康教育担当部長 ほか
 - (3) 事務局の職員
市民参画推進局参画推進部長、市民情報サービス担当部長、市民情報サービス担当課長
ほか
 - (4) 傍聴者
なし
4. 議 題
 - (1) 審 議
 - ①地域サービス情報システム（あじさいネット）の再構築及び情報項目の追加について
 - ②国民健康保険の診療報酬（調剤報酬）明細書の情報を用いたジェネリック医薬品差額通知等の作成等に係る処理の追加について
 - ③特別児童扶養手当システムの導入について
 - ④市立医療センター西市民病院における医療情報システムの導入について
 - ⑤神戸市観光アプリケーションの導入について
 - ⑥神戸市情報教育基盤サービスの拡充（校務支援システム、学校徴収金収納管理システムの導入等）について
 - ⑦中学校給食予約管理システムの処理項目の追加について
 - (2) 報 告
個人情報を取り扱う事務の届出について

5. 議事要旨

(1) 審 議

①地域サービス情報システム（あじさいネット）の再構築及び情報項目の追加について

企画調整局情報化推進部から、地域サービス情報システム（あじさいネット）の再構築及び情報項目の追加について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 ただいまの説明について、ご質問等がございましたらお願いします。
- 委 員 人材サークル情報を削除して、勤務先・通学先の情報を追加するということですね。通勤先・通学先がない方、サークルとしてやっている方はどうなるのですか。
- 情報化推進部 市内在住の方であれば、必要な要件を満たしています。
- 委 員 勤務先、通学先がなくても利用できるということですね。人材サークル情報が削除になっていますので、これがあれば確認もできると思うのですが。
- 情報化推進部 補足いたしますと、このシステムは平成 4 年にできていまして、当時はスポーツ施設の予約だけではなく、勤労会館での文化講座の予約や、市民の方がそれぞれされているサークル活動の団員募集のようなことも機能として持っていました。それらが講座教室の申し込みや人材サークル情報といった項目として管理項目として登録されたのですが、現在はスポーツ施設の予約のみのシステムになっており、文化講座の申し込みや市民の方のサークル情報の交換といった仕組みはありませんので、現状にあわせて廃止するという事です。
- 委 員 文化講座やサークルに関するものは別に何かネットワークがあるのですか。
- 情報化推進部 現在あじさいネットでは市民の方のサークルの団員募集といったようなことは一切やっていない状況です。
- 委 員 利用頻度の低かった電話予約とあるのですが、どうしても電話で予約したい方もいると思うのですが、機能をなくすということではなく、使い

やすいように見直されるということなのでしょうか。

○情報化推進部 プッシュホンによる予約受付については、高額な保守費用がかかるのに対して利用件数が少ないということで、一部利用されている方もいたのですが、費用対効果の面で廃止としました。

○委 員 確認ですが、音声ガイダンスによる予約受付はしないということですが、電話予約自体も廃止にするということでしょうか。

○情報化推進部 電話予約自体を廃止するということです。

○委 員 データセンターはどこに置かれるのですか。業者側のデータセンターですか。

○情報化推進部 委託先になります。

○委 員 その時の保守契約や機密保持契約などはどのようになっていますか。

○情報化推進部 入札して委託契約したのですが、その際に委託契約約款に基づく契約を結んでおります。

○委 員 瑕疵責任とかもしっかりとした契約を結んでいますか。

○情報化推進部 しかるべき契約を結んでおります。

○委 員 他にいかがでしょうか。勤務先、通学先を登録することが、不正登録を防止できるとあるのですが、本人が自己申告するだけですかね。チェックしたり不正登録の防止ができますかね。

○情報化推進部 あくまで本人に対するけん制といったレベルでしかないのですが、もともとシステムにそういった項目がなかったことに比べ、登録すればずっと残りますので、一定の不正防止の効果はあるのかなと思われま。

○委 員 チェックするわけではないのですか。チェックする方法もありませんし。他にありませんでしょうか。ないようでしたら審議会としての意見をまとめたいと思います。
この地域サービス情報システム（あじさいネット）の再構築及び情報項

目の追加については、当システムにメールアドレス情報を登録することは、施設の抽選結果の通知や口座引き落とし予定額を電子メールで通知することが可能となって利用者の利便性の向上につながることで、また、勤務先や通学先情報を追加することは利用者の適正登録確保につながり、公益に資するものであると考えられること、また、電子計算機処理が不可欠であり、個人情報の保護措置も徹底される予定であり、本審議会の答申としては妥当としたいと思います。

○委員 異議なし。

②国民健康保険の診療報酬（調剤報酬）明細書の情報を用いたジェネリック医薬品差額通知等の作成等に係る処理の追加について

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課から、国民健康保険の診療報酬（調剤報酬）明細書の情報を用いたジェネリック医薬品差額通知等の作成等に係る処理の追加について、条例第9条（利用及び提供の制限）及び第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明について、ご質問等がございましたらお願いします。

○委員 事業内容として3件あがっていますが、今回初めてする事業なのでしょうか。

○国保年金医療課 これまでもCKD対策事業は実施しております。効果的にレセプトデータを活用し、糖尿病性腎症重症化予防対策につきましては治療中断者に対する受診勧奨、CKD対策は未受診者に対する受診勧奨を中心に行っていくことを考えております。

○委員 これをやることによって、どれだけ処理能力が上がるのかとか具体的な数値はだいたい予測されていますか。どれだけ効果があるのかとか、処理能力がどれだけ上がってとか。例えば、慢性腎臓病の事務の効率化とありますが、今であれば特定健診受診結果のデータに基づきやっていますが、データを突き合わせることでより容易になり、効率化が図られる。糖尿病のところであれば、正確な分析を行うことができることで事業がさらによくなるということがあると思うのですが、それが実際どれほどのものか分からないので教えてください。

- 国保年金医療課 着目している点は、糖尿病に関しての疾病ということになりますと腎機能の低下ということが起こりますので、それが重症化して人工透析に至るということを予防することが主眼になっています。そういうことで、効果の部分では数値的にこれという明確なものはないのですが、腎症が重症化した場合、被保険者の方の負担を身体的な面を見た時、週3回程度、1回につき4～5時間の治療を要する人工透析等、生活上の不便を強いることになり、一方、経済的な面を見た時に、医療費が高額になる糖尿病を例にとると、初期段階でかかる医療費が年間50万円くらいと言われていますが、脳卒中で倒れた場合は入院にかかる費用は年間で約200万円、また、人工透析に至ると年間で約500万円必要になり、医療費の増大を防ぐといったことから早期に発見し治療するという点で効果を狙っております。
- 事務の効率化の点ですが、現在CKD対策の方では健診結果から対象者を手作業で抽出し、1件1件、目視にてレセプトを確認しておりますので1か月分の健診結果の確認に5日程度要しております。一切が電子化されるということから事務の効率化が図られると思います。
- 委 員 病気になっている方をより早く抽出できて、すぐに対策できることでメリットがあるということですね。
- 委 員 腎臓病に限定しているのは何か理由があるのですか。特に健診には他の腎臓病以外のデータもあると思うのですが、その中で腎臓病関係のもののみを抽出して突合するのはどういう理由ですか。
- 国保年金医療課 腎臓病を起因とする病気の方が未受診だったり、長期化しますと最終的に人工透析に至ることとなり高額な医療費となりますので、腎臓病を起因とした疾病について着目し、早期に受診勧奨、治療を促すということに着手していきたいということです。
- 委 員 要するに腎臓病の場合、重症化すると人工透析が必要となり、人工透析にかかる医療費が高額であると、そこに着目しているわけですね。医療費の適正化ということとの関連でそこに着目し、他の病気も含めると健康の増進ということになりますが、医療費の適正化という観点から医療費が高額になる腎臓病を取り上げたということですね。
- 委 員 データの中に被保険者証番号があるにもかかわらず、氏名も委託業者に渡していますが、医療費分析やいろいろな通知を送るに当たり、被保険

者証番号があれば氏名を業者に渡さなくても十分な医療費分析はできると思うのですが。個人情報を守るためには、データとして一意にこの人と特定できるものに関して付随するデータは、特に氏名などは渡さない方が、もし何かがあった場合を考えると、良いのではと思います。年齢、性別、住所などは分析や、統計データを取る時に必要かと思いますが、氏名に関しては最終的にデータベース上でリンクさせればよいことであって、委託業者に渡さなくてもよいと思うのですが。

○国保年金医療課 今回レセプトを提供して処理する内容としまして、医療費分析のほかに差額通知、レセプトの内容点検があります。レセプトのデータの持ち方としましては、区を表す保険者番号、世帯を表す被保険者証番号があります。国民健康保険の場合世帯単位になりますので、一つの被保険者証番号の中に複数の世帯員がいます。まず個人を特定する際に業者は紐付を行うデータがないので、氏名、生年月日、性別を含む3情報で特定することになります。

○委 員 一意にするには氏名を使うしかないということですか。被保険者証番号と生年月日で特定できないのでしょうか。

○国保年金医療課 まれに双子がいますので。

○委 員 それでは、この諮問案件について審議会の意見をまとめたいと思います。国民健康保険の診療報酬（調剤報酬）明細書の情報を用いたジェネリック医薬品差額通知等の作成等に係る処理の追加について、特定健診データとレセプトデータの突合に際して、電子計算機処理は不可欠であるということ、これによって作業の効率化が図れるということと、神戸市の受診勧奨と効果的な事業を実施でき、被保険者の健康増進にもつながるということで公益に資するものであり、また、個人情報の保護も徹底されることであるということで、答申としましては妥当としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委 員 異議なし。

③特別児童扶養手当システムの導入について

保健福祉局障害福祉部障害福祉課から特別児童扶養手当システムの導入について条例第7条（収集の制限）及び第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその趣旨、概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明が

なされた。

- 委員 兵庫県から提供を受ける情報の中に変更履歴がありますが、そこには旧住所、旧電話番号、旧金融機関名など、現状では必要のない情報が含まれていると思われるのですが、これは情報の提供を受ける必要はないのではないのでしょうか。現情報だけをもらって、それ以後、変更があり電算化する必要があれば履歴として残せば良いと思います。旧住所などは取得する必要のない情報と思われるかもしれませんがいかがでしょうか。
- 障害福祉課 基本的に国から求められているデータを見ますと、これらのデータを保管しなさいということになっていますが、必要ないのではないかということに関して国の方へ照会いたします。
- 委員 システムの市独自の追加機能として統計、一覧表作成処理とありますが、具体的にはどのようなものでしょうか。
- 障害福祉課 区別にデータを処理したいと思っております、県のシステムにも区別はあるのですが、北神地域と北区本区の仕分けができていないとか、不便な状態があります。それが北区で何人の方が、こういった障害のある方が手当を受給しているかといったデータが速やかに出せるようにしたいと思っております。
- もう一つ県のシステムには、国から指定のある帳票等はシステムに組み込まれているのですが、それ以外に必要となるデータを作る際には、非常に煩雑な作業が必要となりますので、データの抽出が所定の様式以外にもスムーズにできるような機能を設けて、統計処理なども負担がかからないようなシステムにしたいと考えております。
- 委員 特別児童扶養手当の受給認定に関する事務が、来年度から、県から本市に移るということですが、それに伴うシステムの構築を行うということで、この特別児童扶養手当の受給認定を正確、効率的に行うためにはシステム化による電子計算機処理が不可欠であると認められます。また、個人情報の保護も徹底されることですので、答申としましては妥当としたいと思いますよろしいでしょうか。
- 委員 異議なし。

④市立医療センター西市民病院における医療情報システムの導入について

地方独立行政法人神戸市民病院機構市立医療センター西市民病院から医療情報システムの導入について条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその趣旨、概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

- 委 員 今まで電子カルテを使っていなかったのですか。
- 西市民病院 紙カルテで、ドクター若しくは看護師の手書きで運用しております。
- 委 員 どんな病院に行っても、個人の医院でも大きな病院でもパソコンを使ってデータ処理されていまして、まだできていなかったのですね。
- 西市民病院 財政等の事情がありますので時期を見計らって、今回平成 26 年度に導入しようというものです。電子カルテ導入を中央市民病院は平成 23 年度、西神戸医療センターが昨年度に導入しております。県立病院につきましても複数の病院で今後導入されるということ聞いております。
- 委 員 過去の審議会の中で、西市民病院でがん患者について院内で研究していくために、システム化をしていかなければならないといったことがあったように思うのですが。
- 西市民病院 がん登録システムについて審議いただいたことがあります。予後調査ということで院内での研究データの蓄積のためのものです。
- 委 員 システム上の保護のところ、端末機で個人情報に係るデータを外部記録媒体へ保存できないものとするがありますが、この個人情報とは何を対象にしているのでしょうか。
- 西市民病院 当院で保有する情報ほぼすべてが個人情報に該当すると考えております。そういった中で外部記録媒体、USB などに容易にコピーできるようになりますと非常にリスクが高いため、こういったものには保有できない形で運用するという事です。ただし、ドクターの学会等の研究用としましては匿名化して USB ではなく CD で取り出せるということで限定的にしております。
- 委 員 CD であろうが USB であろうが外部記録媒体へコピーする行為は同じだと思うのですが、ハードウェア的に外部記録媒体へ保存できないというわ

けではなく、運用として保存できないようにする。ただし、ドクターがコピーしたい場合はできますよということによろしいでしょうか。

○西市民病院 いえ、そうではなく端末すべてについて外部記録媒体へ保存できないようにします。その上で、可能なものとして数台、職員が管理できる端末においては学会用等の情報をコピーすることができて、それらは台帳で管理いたします。

○委員 要するに固定した数台のみ保存できるようにするということですね。

○委員 審議会としての方針をまとめたいと思います。
西市民病院の電子カルテの導入につきましては診療業務の効率化、医療の質的向上が図れるだけではなく、患者サービスの向上にもつながるといことで公益にも資するものであると考えられます。また、延べ 35 万人を超える患者データの確実かつ効率的な事務処理にはシステム化が不可欠と考えられます。個人情報の保護措置も徹底されるということですので、当審議会の答申としましては妥当としたいと思います。

○委員 異議なし。

⑤神戸市観光アプリケーションの導入について

産業振興局観光コンベンション部観光コンベンション課から神戸市観光アプリケーションの導入について条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその趣旨、概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 セキュリティ以前の問題で、こういうアプリケーションをつくられてグーグルマップとの差別化とか、アプリをどこのエリアまでを対象にするのかによろと思うのですが、例えば神戸市に来た外国人がダウンロードするのかとか、運用上のポリシーといったものは明確にされているのでしょうか。

○観光コンベンション課 民間アプリとの差別化という意味では民間ではいろいろされておりますが、それぞれ別々で総合的な案内ができていないということで、日々外国人観光者から観光案内所の方へご意見いただいております。そういう生の声をふまえて神戸に来られた外国人の方々にとってより必要な、より欲しい情報ということで提供したいと考えております。

次に神戸に来てからダウンロードするのかということについては、自国にいるときからダウンロードしてもらえるような形が取れないか考えております。

○委員 聞いた瞬間あまり必要がないかなと思ったのですね。話を聞きながらどういう人が使うのかなと思った際に、グーグルマップがダウンロードしにくい中国人をターゲットにするとか、もう少し説明がしやすい体制をつくられた方がよろしいかなと、感想ですけれども。

○観光ナビゲーション課 外国人観光客と一口にいても、恐らく日本共通だと思うのですが、アジアの方が非常に多いです。神戸の場合、まず韓国、台湾の方、それに次いで中国の方で、そういった方の嗜好に合わせた観光情報を出していく、あるいはそれぞれの方に必要な、例えば、三宮から六甲山へ上がるにはどうするのといった場合、日本の方でも大変ですが、外国の方はもっと大変というのがあり、今、それぞれのナビゲーションシステムは公共交通機関の駅から駅までの情報しかなくて、バスの情報やケーブルの情報になかったりと、それらを一本化して表示するといったことも考えていきたいと思っております。

○委員 災害時にインターネットに接続できない状況下においても、避難等に役立つ情報を提供するということなのですが、これはもともとこのアプリの中にそういうものを入れておくのですか。どういうことなのでしょうか。

○観光ナビゲーション課 インターネットにつながらない状態だと、アプリは情報を表示できないものがかなりあるのですが、アプリの中にあらかじめデータを組み込んでおくことによって、災害時にインターネットにつながらないときでも、情報が見れると。

○委員 地震であるとか津波であるとか、何かを想定をしたものをあらかじめ入れておくということですか。この場合はここへ行きなさいとか、そこまでやられるのですか。

○観光ナビゲーション課 ある程度、避難所の情報であったりとかを、アプリの中に組み込んでおく想定は必要ではないかと思っております。

○委員 安全安心をうたわれるのであれば、ここはグーグル等にはないと思いますので、全く違う切り口で観光にも役立つけれども、このところを強

調されたらこれをつくられる意味はもっとあるのではないかなと思います。ついでにつくるのではなくて。

○観光コパッション課 いわゆるハザードマップといわれるもので、津波情報であったりとか、今はだいたい想定で危険なエリアというのは分かっていますし、避難所情報であったりとかインターネットにつながっていないオフライン状態でも、見ることができるようにするというのを、まさに今検討しております。

○委 員 本件につきまして答申をまとめたいと思います。
観光アプリケーションの導入につきましては、端末のGPSによる位置情報や言語設定情報等をアプリケーション上で管理する上では電子計算機処理が不可欠であり、観光あるいは災害時における有益な情報を即時に提供できることで公益に資するものであります。また、個人情報の保護も徹底されるということでもありますので、当審議会の答申としましては妥当としたいと思います。

○委 員 異議なし。

⑥神戸市情報教育基盤サービスの拡充（校務支援システム、学校徴収金収納管理システムの導入等）について

教育委員会事務局総務部教育企画課から神戸市情報教育基盤サービスの拡充（校務支援システム、学校徴収金収納管理システムの導入等）について条例第9条（利用及び提供の制限）及び条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその趣旨、概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 神戸市情報教育基盤サービス（K I I F）は平成20年12月に当審議会に諮問されて答申を得たということですね。今回、対象校種が幼稚園、特別支援学校を含めて拡大されるということで、K I I Fの他3つのシステムを新たに導入するというのを、詳細に説明いただいたわけですが、いかがでしょうか。質問はありませんでしょうか。

○委 員 外部委託はどこあたりになるのでしょうか。ベネッセの事件も外部委託の業者から情報が持ち出されてというものだったのですが。

○教育企画課 K I I Fの運用ですが、業者へ委託して行っておりますが、個人情報に係る部分については直接アクセスしないということでシステムを組んで

おります。校務支援システムも業者に委託することになりますが、同様です。学校徴収金システムについても運用委託を行うのですが、構築したシステムの通常の運用・保守業務にあたっては個人情報を扱いません。徴収金事務の収納代行の部分につきましては、業者に委託契約約款に基づいて学校園が行う業務を代行させる部分がありまして、運用の部分できっちり監視して取扱いに不正がないようにやっていきたいと考えております。

○委員 校務支援システムのデータセンターのところから漏れたら大変なことになると思うのですが、IP-VPNの閉域網で閉じられていると言いながら、いくつかFW（ファイアウォール）があるのですが、インターネットに接続していると、このあたりはがっちりとしたシステムとなっているのですか。

○教育企画課 具体的なセキュリティ対策について差しさわりのない範囲で説明しますと、ポートや使用するプロトコルは全部制限をかけておりますし、ルーティングについても全部制約を取っています。K I I Fシステムそのものがいろいろな業務と連携するというを前提としておりますので、ここにいろいろな意味でのFWを設定しましてK I I Fの業者にすべて設定させると。K I I Fの業者の指示に従わない接続の仕方はできないので、各システムの提供事業者が勝手なことはできないという縛りはかけております。

○委員 データセンターに保存する年数は、どのくらいを想定していますか。

○教育企画課 教育委員会の文書管理規程がありまして、教育長が定めているのですが、その規程に則っております。ただ、学校教育法で指導要録について法定されていまして、こちらの保存期間が、学籍については20年、学習記録については5年と定められておりますので、こちらを守ってまいります。

○委員 他にご意見はございませんか。それでは審議会の意見をまとめたいと思います。

情報教育基盤サービスの拡充及び校務支援システム、学校徴収金収納管理システムの導入等について、校務の効率化、標準化のため電算処理は不可欠であり、これによって保護者や教員の負担軽減が図られるため、公益に資するものであると認められます。また個人情報の保護も徹底される予定であるということで、当審議会の答申としましては妥当とした

と思います。

○委員 異議なし。

⑦中学校給食予約管理システムの処理項目の追加について

教育委員会事務局指導部健康教育課から中学校給食予約管理システムの処理項目の追加について条例第9条（利用及び提供の制限）及び条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその趣旨、概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 質問等ございましたらお願いいたします。特に質問、ご意見はございませんか。それでは答申をまとめてよろしいですか。

○委員 はい。

○委員 中学校給食予約管理システムの処理項目の追加については、特別支援教育に係る就学援助対象者への給食費補助を行うに当たり、必要な情報の提供を受け、電子計算機処理することは同事業の円滑な実施において不可欠であると認められます。また、市民サービスの向上につながることから公益に資するものと認められます。個人情報の保護も徹底される予定であることから当審議会の答申としまして妥当であると思っております。よろしいでしょうか。

○委員 異議なし。

○委員 ありがとうございます。以上で本日の諮問についてはすべて妥当であるとの結論でご審議いただきました。続きまして報告事項に移りたいと思います。事務局の説明をお願いします。

⑧個人情報を取り扱う事務の届出について

事務局から資料にもとづいて、個人情報を取り扱う事務の届出について報告がなされた。

○委員 報告についてご質問はございますか。ないようでしたら、これをもちまして終了いたします。長時間ありがとうございました。